

自衛隊法施行令の一部を改正する政令案要綱

1 予備自衛官等の招集手続等における電磁的方法の導入

- (1) 予備自衛官等が招集に応ずることができない場合の申出について、電磁的方法により行うことを可能にすることを定める。(第八十八条第三項及び第八十九条第三項関係)
- (2) 予備自衛官及び即応予備自衛官に対する招集命令書並びに予備自衛官補に対する教育訓練招集命令書の交付について、電磁的方法により行うことを可能にすることを定める。(第九十一条第二項及び第三項、第百二条の五第三項及び第四項並びに第百二条の十一第二項及び第三項関係)
- (3) 予備自衛官等が防衛大臣に対して行う各種届出について、電磁的方法により行うことを可能にすることを定める。(第百二条第二項関係)
- (4) その他所要の規定の整備を行う。

2 施行期日

この政令は、令和八年四月一日から施行する。(附則関係)